

指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先 札幌市水道事業管理者

年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

1 指定給水装置工事事業者の業務内容

直近の「冬の暮らしガイド」への掲載に関するアンケートへの回答と内容に変更がない場合は、アンケート回答用紙の写しを添付し、次の口に✓を付けてください。（回答用紙の写しがあれば、(1)～(2)の記載は不要です。）

□以下は別添のとおりのため、記入しない

(1) 指定給水装置工事事業者一覧（全事業者）の掲載について

① 対応している給水装置の工事内容を教えてください。（該当するものに○） ※複数回答可
【 新 設 ・ 改 造 ・ 撤 去 ・ 修 繕 】
② 営業時間 （例）午前8時～午後5時 （例）24時間 等 （営業時間が修繕対応時間と異なる場合は、別途、修繕対応時間も記入してください。）
③ 休業日 （例）土・日・祝日 （例）隔週土曜日・日
④ 夜間等緊急時の連絡先 （掲載しない場合は、未記入で構いません。掲載する場合は、 <u>確実に連絡が取れる電話番号</u> を一つ記入願います。）
⑤ 札幌市公式ホームページの全事業者名簿にて公表しても良い項目に丸をつけてください。 ※複数回答可
【 A 対応工事内容 ・ B 営業時間 ・ C 休業日 ・ D 緊急連絡先 】

(2) 修繕工事を行う指定給水装置事業者名簿の掲載について

上記①で、修繕工事の対応をしていると回答した方に伺います。（修繕対応を行っていない場合記載不要）

⑥ 札幌市公式ホームページの <u>修繕工事施工指定事業者名簿に掲載を希望</u> しますか。（上記②～③及び下記⑦～⑨についてはすべて公表となります。また、これらの記載がない場合は名簿に掲載できません）	【 はい ・ いいえ 】
⑦ 一般修繕（水抜栓のパッキン取替え等の一般的な修繕）を施工しますか。	【 はい ・ いいえ 】
⑧ 漏水修繕（埋設管等の漏水修理）を施工しますか。	【 はい ・ いいえ 】
⑨ 凍結修繕（凍結解氷）を施工しますか。	【 はい ・ いいえ 】

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに札幌市水道局にその旨を届け出るようお願いします。

⑩ 給水方式の切替工事を行っていますか？（該当するものに○）

【 行っている ・ 行っていない ・ 掲載不可 】

【 5階以下 ・ 6～9階程度 ・ 10階以上 】

未受講の場合、その理由（ ）

④ 給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況(下請け等も含む)

- ・資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ・過去一年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有資格等の例	
①	水道事業者等によって行われた試験等による資格(配管工、その他類似の名称のものを含む)
②	職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
③	職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
④	公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない

技能を有する者の 氏名	配水管への分水栓の取 付・せん孔、給水管の接 合、いずれの経験も有して いるか(○×を記入)	保有している資格等	工事 年度

水道法施行規則
第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
2 <u>配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。</u>